

トイレカーのし尿収集申込における同意書

- 1 トイレカーの設置場所（作業地住所）及び使用場所は、春日井市内であること。
- 2 し尿が入ったままであるトイレカーを移動することができるのは、当該トイレカーを使用した者であること。
(注) トイレカーを使用した者以外が移動した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反となる恐れがあります。
- 3 春日井市から使用場所についての地図等の提出が求められた場合、速やかに提出すること。

以上を遵守し、同意した上で、し尿収集を申し込みます。

年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

印

※ トイレカーの設置場所（作業地住所）と使用場所が異なる場合、次の欄に使用場所を記入してください。

(使用場所)